

死因究明等の推進に関する業務の基本方針について

令和2年3月31日
閣議決定

死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）の成立を踏まえ、これまで内閣府において担当していた死因究明等（死因究明及び身元確認）の推進に関する業務を厚生労働省に移管し、今後、厚生労働省において死因究明等の推進に関する企画及び立案並びに総合調整の業務を行うこととし、同省において本業務に取り組むに当たり、内閣法（昭和22年法律第5号）第12条第2項第2号に規定する基本的な方針として本基本方針を定める。

1. 基本的な方針

死因究明等については、生命の尊重と個人の尊厳の保持、紛争の未然防止、国民生活の安定及び公共の秩序の維持等に資するものであり、また、公衆衛生の向上及び増進、災害、事故等の被害の拡大の防止等の観点からも、その推進が図られることが極めて重要である。

死因究明等の推進については、死因究明等推進計画（平成26年6月13日閣議決定）等に基づき、これまでも関係府省庁の協力の下、政府全体として取り組んできたところであるが、令和元年6月に死因究明等推進基本法が成立し、関係閣僚及び有識者により構成される死因究明等推進本部が厚生労働省に置かれることとされ、同本部において、死因究明等推進計画の案の作成、必要な関係行政機関相互の調整などの事務を実施することとされたところである。これを踏まえ、同法の施行（令和2年4月1日）以降は、厚生労働省において、死因究明等の推進に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし、関係府省庁の緊密な連携、協力の下、政府全体で死因究明等の推進に関する業務に効果的かつ効率的に取り組むこととする。

2. 1. に基づき行う事務の内容と関係府省庁

1. の基本的な方針に基づき、関係府省庁においては、以下のとおり事務を分担し、相互に緊密な連携を取りつつ、一体的かつ効率的に死因究明等の推進に取り組むものとする。

(1) 厚生労働省は、関係府省庁間の必要な調整等を行うため、厚生労働省設

置法（平成11年法律第97号）第4条第3項に基づき死因究明等の推進に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整（以下「総合調整等」という。）を行うとともに、関連する所掌事務に当たることとする。

- (2) 厚生労働省以外の関係府省庁は、(1)の総合調整等に係る事務の実施に際し、情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、死因究明等の推進に関連する所掌事務に当たることとする。

3. 既往の閣議決定の廃止

「当面の死因究明等施策の推進について」（平成26年9月16日閣議決定）は、廃止する。